

令和4年8月3日

保険薬局 各位

公益社団法人茨城県薬剤師会  
会長 横濱 明

### 健康サポート薬局および地域連携薬局の申請に係る研修会のご案内

平素は本会会務にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、健康サポート薬局および地域連携薬局の申請について、当該薬局に勤務する薬剤師は、定められた研修を修了していることが要件とされ、茨城県薬剤師会が実施する技能習得型研修(研修会Aと研修会B)と、日本薬剤師会が実施する知識習得型研修(Eラーニング)の3つの研修を受講する必要があります。

このたび、下記により、技能習得型研修を開催いたしますので、申請を予定している薬局に勤務する薬剤師の方はお申し込みください。

なお、すでに日本薬剤師研修センターからの「研修修了証」の発行を受けている場合において、当該「研修修了証」の有効期限が残り1年～2年に迫っている場合にも、更新のため、期限内に研修会Aを再受講し、研修センターへ更新手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※日本薬剤師研修センター以外の団体(保険薬局協会等)から修了証の発行を受けている場合は、更新の場合も当該の団体が実施する研修会の受講と、更新手続きが必要とされますこと、ご注意ください。

#### 記

#### 1. 日時と形式：

研修会A	令和4年10月16日(日) 13:30~18:00 WEB形式(Zoomミーティング) ※グループ討議を含むため、パソコンやスマホ等からご自身の顔表示と発言を求める場面があります。 ※茨城県内の保険薬局に従事する薬剤師が対象です。
研修会B	令和4年10月30日(日) 13:30~18:00 参集形式(茨城県薬剤師会館 3階大会議室 水戸市笠原町978-47)

#### 【注意事項】

※各研修会ではレポートを作成し提出していただくことで、「受講証明書」を発行します。本受講証明書のほか、日本薬剤師会が実施するEラーニングを受講することで発行される受講証明書等を日本薬剤師研修センターへ提出することで、同センターより、健康サポート薬局、地域連携薬局の申請に必要な「研修修了証」が発行されます。

※すでに「研修修了証」の発行を受けている場合には、その有効期限の2年前から有効期限の2カ月前までの間に「研修会A」を再履修し、日本薬剤師研修センターへの更新手続きが必要となりますのでご注意ください。更新に係る詳細については、県薬ホームページの本研修会案内ページによりご確認ください。

2. 受講料：研修会A：茨城県薬剤師会正会員 3,000円、非会員 6,000円  
研修会B：茨城県薬剤師会正会員 5,000円、非会員 10,000円

3. 募集定員：研修会A：200名/研修会B：50名(先着順)

4. 申し込み：茨城県薬剤師会ホームページ「お知らせ」の本研修会の案内ページに設ける「受講申込」フォームから、令和4年9月2日(金)までにお申し込みください。

※お申し込み受付完了後、勤務先宛に受講票をお送りします。

お申し込み多数により、お受けできない場合は、その旨のご連絡をいたします。

5. その他：本研修会に研修単位は付与されません。

6. お問い合わせ：茨城県薬剤師会事務局 電話 029-306-8934